

書簡

(一) 万寿枝夫人宛（於米國）

一月十九日及廿八日出シ御書狀正ニ落手仕候。主之恩下ニ御安然之由欣喜之至ニ存候。色々御申越之事情□入候。余も亦た心ニ合ハヌ事或ハ苦き事ども有之候へ共、是亦吾修業之一徳ヲ養ふ之具と相考、萬事忍耐ト憤勵ヲ以て爲し居候。御身も神を信じキリストニ倣ヒ萬事ヲあきらめ、氣ヲ愉快ニもつこと至極大切ニ存候。心之爲ニ上（天）ヲ見よ、世之事は下を見よ之諺ヲ覺ゆること肝要ニ存候。此近邊ニ八十二歳ニなる老婆あり。彼ハ二人の悴ヲ南北戰爭之時失ヒ夫も病死し己れ獨り殘されて只一人にて教會之保護を受けて暮し居る也。併しキリストと偕なるを信じ矢張り慰ヲ受ると聞けり。斯種な人ニ比すれば吾々は如何ニ幸福なるものなるや。金の事ハ實に氣ニかかるが、前神ニモ十分依頼せしことと存候。よく事情を述べて依頼を出し候へば何と乎不足なき様して呉れると存候。

滋養物ハ入る丈は何か□ニして養せざる可らず。余が當地ニ心配して□之條、□六ヶ敷心痛致居候。併し何れにしても入用丈之入費不足を告げ困難を來し候ば、余が松村、岩本ニ相談之上毎月投書を書き儲ける事出來る乎と存候。併し後ニ余の目的を述へる通、余ハ其準備出來次第ニ歸朝する積故、一日の

時も實ニ惜む可きにて他ニ定りたる責任をもつと大ニ余之時間ヲ費し候へ共、不得止時ハ少々歸朝後レテモ義務ハ盡さざる可らずと存候故、委細御通知被成度候。

新潟の學校之事ハ實ニ悲むべき事、種々思考し申居、玉木氏へは今度返事出す積り。神戸乎、明治女學校よろしからん。

さて余の目的ニ付委細可申述ん。

過日來レピット、スカツダー兩氏より大學ニ入り可學位ヲ取ることヲすゝめられ候。其ニ付き種々思考致し候へ共、何分余之要求する學問ヲ得ル學校・學科ハ一モ無之候。大學へ入り學ブトスルト余の入らざる多くの學科ニ時ヲ取られ折角得んとする研究ハ出來ざる様ニなり、年數も永くかかるわけ、又御前之事ヲ考へ、金に困ることもあり、亦日本の今日之事情ヲ察し、とてもかくゆつくりとするわけニ不行る故、□

先づ研究之題を（大凡十六七）^(マ)を定、一題ヲ大凡二ヶ月宛ニ卒業スル事ニ致候。其方法ハ諸處の書籍館より書籍ヲ集め、また諸女學校、諸大學、諸會社等ヲ觀察ニ廻り又諸有名之人々ニ面會、質問し又書狀をもて問ヒ合せ採して實際ニ研究することニ致し而して其業ヲ全ク卒りし上歸朝。^{○某より社會學ハ今迄通ヤルツモリナリ。}日本にて一年間ハ其財料(材)ヲもて書を書し、余之主義を主張し、かつ女大學校之爲ニ準備を整え、其後、先日通知致し通大學を興す事ニ骨折る積にて御

座候（コノ大學ノ企ト書を著ス云々之事ハ決して、他ニ洩サヌ様ニ被成度候）。故ニ大抵三年間ニハ悉く學問ト調べ相整ひ可申と存候。若し都合よく出来、身體も健ニして十分、勵んで爲せば或は二年半□□ニても出来る乎と存候。余當地一來實ニ多くの事ヲ發明致し候。

御前様前ニも申越せし通、身體之爲ニ善き業ヲ取り、矢張女大學之爲働く之任度ヲ被成度候。第一身ヲ養ヒ第二心ヲ養ヒ人物ヲ造る事尤も必要ニ存候。余モ大ニ之ニ氣付き吾心ヲ養ヒ人物ヲ上ル事注意致居候。實ニ米國ニをると多くの青年が誤りし□□卑屈ニなる□□多く有之ハ如何トナレバ人の助ニ頼りをる故米國之外部の勢ニ厭倒さるこそ□□故ニ日々徳ヲ養ざれば人物が却て下ルの恐あり。

余ハ日々キリストヲ學び、偉大人物像ヲ考へ徳ヲ養うことを第一の務トナシタル也。學問ト視察ハ第二の事と致候。キリストニ付聖書ニ付てハ當時大ニ神學上ニ一變化ヲ來し、余の信仰ニも大ニ影響ヲ來さんとせり。併し余ハ髓ニ活る神の導を得、吾が心ニ得る處ありて信仰ニすゝむを得たり。 My Dear! 願くは御身も其點御注意あらん事ヲ希望ス。髓ニ活る神ヲ認め何より第一ニ徳ヲ養ヒ淑女トナルヲ務めらるゝ事肝要と存候。又心細キ時は迄蒙りし神の恩ヲ思出す事大切と存候。余ハ昨日初め

て晩餐式ベシヤンに預り、是迄多くの人々ニ洗禮ヲ授けし事ども思出し其人々のことヲ思へり。又余が如何ニ神之恩ニ預りし乎思出し感謝ト神ニ頼る心トヲ厚せり。一、余が小兒の時水ニ溺死し甦生せしこと 二、母の死ニより神ト永生ヲ願し情ヲ濃らしめ玉ひしこと 三、澤山保羅氏ヲ以テ余ヲ導き玉ひし事 四、レビツトヲ以テせしこと 五、(マ)梅花女學校在勤中神の攝理 五、罪の責、謙讓、忍耐、戰爭、安心等之諸徳ヲ受ケシ事、六、郡山ニ於ての恩寵、七、病より愈され危難より救われし事 八、御前之長岡ニ於て大病より愈されし事 九、米國ニ來ル道の開れし事 十、其道中神の恩 十一、米國ニ於ての決心 十二、御前ニ安心ヲ賜ヒシ事 等也。

余ハ若し平易なる道を歩んとせばなきニしもあらず。併し吾心之爲、鍛鍊之爲、困難之道ヲ踏んで修業ヲ爲し居れり。余辛苦ヲ如何ニ嘗めし乎は歸朝之上互ニ相語らん哉。米居る之余ハ可成キリストの十字架、コロンバス、スタンレーの如き人ヲ倣ハシと致居れり。大抵、女子教育之方針、德育、男女交際法等ハ略々余之主義トスル處相定り申候。今研究之題ハ女子教育之方針也。

過日之御てがみ女學雜紙(誌)ニ余之事が出て居るとの事なれ共、余ハ更ニ見當らず。何が出でゝをりました乎。

今日當地之諸役人撰舉會ニ臨席、傍聽スル積ニ御座候。

餘り書く事が多くて考へても思出さず又忘れて困ります。

御前ニ申さねばならぬも一ツの大切な事ハ御前は今吾は病氣じや吾體ニハ病が宿テ居ルトイフ念ヲ全ク忘レテシマウトイフ事デス（素より藥ノ必要ナ時ハノミ養生ハ大切ニせねばならぬが）。若し病トイフ事ヲ思フト大變病ヲ増ス事ニナル。余モ大ニコノ理ヲ悟つた。余の咽喉ハマダ昨年ト變リハナイト思フガ昨年ハ常ニ何乎咽喉ノ手當ヲナシ、醫者ニ見テモラツタ。一寸ト風ヲヒクトスグニ醫者ニかゝた。併し今年ハ一度モ醫者ニ診察ヲ受ケヌ。藥モノマヌ。咽ニ何も一度も塗らず、ツケズ、少々惡イ事ハありても其儘ニしてラク。亦タ病トイフ念ヲ絶ツ事ヲツトム。之が誰ニも至極大切ト存ズル。

此間、他之介より余が惡イヨウニ申して越した。御前よりハロールブレット氏が余が惡イヨウニイツタト。實ニ心ヲ傷メル。之モ困難ト金ノ足らざるより起りしこと、實ニ残念なるも今ハ忍ぶの外なし。余ハロールブレットニ書狀ヲヤル氣ハ今ハない、後如何も未だ識らず。

願くは御前も可成氣ヲハリ内（以下一行半抹消）之も内々の戰也、○他之介ニも歸朝迄ハ餘り難儀咄ハせぬ方がよいと考ふ。

「余が歸朝後ハ余ハ是迄之余よりも一層善き汝之夫ならん。汝

も是迄之汝よりも一層善き余が婦ならん。」

尔來（餘り遠ハナキモ）余之尊稱ニ^ト認めず^ト認めて貰ひ度し。

時計が留て掃除さした^{（たか）}、壹弗二十五仙かゝた。頭ヲ一度カルト貳十八仙取られる。頭も其他何ニかゝわらず清潔ニせねばならぬで余ハ困る。余の物ハ米國ニ來て見ればキタナイ。御前作て呉れ靴足袋、襦袢等凡て益々立ち大ニ助る。此處ハ新潟よりも^{（た）}實ニ寒氣ハ強い。然るニ毎朝必ず五時ニハ起ネバナラヌハ隨分余ニ取りてハ一のツラキ事ぢやが、當時ハ大ニ慣れた。餘ハ後便ニ申送るべし。河村之諸君へよろしく。凡てフレンドへよろしく。

（明治二十四年）

三月二日

米國、マサチューセツト、

ノウス、アンドヴァー

成瀬 仁藏

万寿枝 殿

加藤馨之介夫婦へ別□へよろしく、何れ書狀を書かんと考居

り候共、何分多忙故ニ六ヶ敷し、

二白、他之介より昨日返事が來た。其返事歸朝後職ニ就き次第、彼ニ依頼せし借金ハ可成速ニ返却し呉れるとの事故、之ハ先一安心。

今日御前より之書狀が着するならんと待居有り。

存候。

(二) 麻生(白木) 正藏宛

(1) 拜啓來ル日曜日青年會ニ於て演說ヲ被頼正ニ承知致し何乎致ス積ニ有之候處、昨日より大ニ頭痛ク先年腦溢血ヲ疾ひし前之如ク感じ今日も同様ニて時々痛ヲ覺エ候ニ付強テ頭ヲ使フハ不宜ト存じ候故、願くは今度ハ休ミ、萬事を止め暫ク休息致度存候。

就而ハ甚ダ申上兼かつ愛兄も當時非常ニ御多忙處實ニ御依頼致兼候へ共、何と乎小弟ヲ御察し被下小弟ノ代リニ今度之演說ヲ被成下間敷候也。此段御願上候。
右御依頼而已。

(明治二十三年カ)

草々不一

五月十二日

成瀬

白木愛兄

(2)

拜啓愛兄途中ニテ不慮之御病氣ニ掛られ誠ニ御氣之毒千萬ニ被

併しコノ熱病ハ一定ノ極リ有之、其極度を越ゆれば必ず平癒するものニ有之候故、之ニ耐る事誠ニ肝要ニ御座候間、十分御保養專一ニ被成度存候。小弟も先日來不得止上京。(漸ク)昨日歸省致候位ニて大ニ御無沙汰仕候。雖田千壽モ五六日前より急ニ肺より出血致し一時ハ大ニ心配致し、實ニ浮世は疾やら苦らうニテ滿るものニて誠ニ六月蠅き事ニ候へ共、結局吾ら之利益と相成る様 惠深き天父はなし玉ふ故、安心ニ御座候。愛兄も神ト偕ニ在りて常ニ平安ニ在らるゝ事と存候。一日も速ニ御全快之時來らんと之冀望不耐候。先ハ御見舞而已。

(明治二十三年カ)

草々不一

八月十日

成瀬仁藏

白木正藏愛兄

(3)

當夏中は一方ならぬ御苦勞をかけ殊に愛兄の御同情難有と感謝居候、實に兄は吾か益友ニしてかつ吾が必要の顧問なり。尙ほ此の上ながら御力添を乞ふ。殘部は御多忙之際御氣之毒ニ存じ候へ共引續き御盡力を願ふ。出來ル四五日前ニ一寸御通知被成下度相願候。實は上京の都合も有之候。御奥様春江嬢へよろし

く御傳へ被下候。

(明治二十三年カ)

九月十二日

麻生愛兄

草々不一

成瀬仁藏

(4)

拜啓 今度中江氏歸國被致候ニつき 先達而御咄候間之有故、同志社ライブラリアンの職を奉し、傍ら研學を勤めしニ大ニ望まれ候ニつき直接御談被成下度候。氏ハ至極適任之人と存候。

扱て小生の書ハ今ニ出校出來不申候。實は田中豊作氏辭職後、杉山氏後を次ぎしが、氏もまた退舍致しかと存候。就而ハ餘り延引ニ相成候故ニ契約を解き自ら出校せんとせしに青木高山堂しきりニ所望致候につき、かつ東京ニも盛なる店相開き候ニつき、彼ニ托スル事ニ一決し、當時普及舎ト契約破談中ニ御座候。委細ハ後より可申上候。

(明治二十八年カ)

十二月廿七日

麻生愛兄

かた／＼不一

成瀬仁藏

拜啓 御申越之件 承知致し候。小生も至極御同感にて此際是非大兄の素志を遂けしめ度希望にて松村歸京後も大ニ計畫致し

(松村介石)

居りホープ Hope も七八分まである様相考へ候へ共、事ニは順序あり。まだ小生の事すれ何れニ成るや不足して同時ニ大兄

クイケン

の [] を持ち出さば二も取らず一も取らざる結果と可相成存候間、小生ハ事成効する様致をり候間、萬事小生ニ御任せあれ。何れ歸京之上可申述候 (尤も先日來廣岡夫人ニは計りをり候)。

今日松村よりの報ニよれば小生の苦心十分に通ぜざる心地致候。兼て大兄トハ相契ヒ終生の一大事業を企てをり候事故、如何ニ急くも一朝一夕ニは成功す可らざるは素より御互ニ [] 覺悟する處なるは言ふ迄もなし。願くは萬事御 [] 被下度候。

(明治二十九年カ)

九月日

草々

仁藏拜

麻生兄

二白、金貳圓御手数速女學雜紙社^(註)へ御送り被成下度願上候 (小生の名にて)。是即ち雜紙代ニ有之候。

(6)

愛兄御申越之件ニついてハ廣岡丈は承諾爲致候。然る處例の阡圓も殆ど盡んとする場合故、他の發起者へも相談す可きと申居

候へ共、多分小生の意ハ行はる可くと存し候間（素より少々冒險ハあれど——之ハ大事業ヲ爲スモノノ爲め止む得ざる事——）、斷然今年限り同志社ハ御辭職の決心をもて左様御決行被遊候ては如何なり。過日小生が浮田君ニ申せし事ハ小生が大ニ同志社の事情を汲ミ申せし事故、今度ハ君の決心をもて御申談被成下度候。餘情は後便ニ可申上候。

（明治三十年）

匆々

十二月三日

成瀬仁藏

麻生正藏兄

(7)

馬場ヨリの御報ニ接し日々御待ち申候のみならず、實は至急御目ニかかり御相談も有之。村田君其他ニも尋ね候へ共一向ニ御在處分らず、或は御子供ニても御病氣ニハなきかと御按申上候。

急ニ大阪より歸へる可き旨電報有之。今夕方より出發（中川君ト）致候間、其内上京の上委細可申上候。

中川君より金受取内五十圓丈加島銀行へ入れ、其受領証此書中ニ封入致候間、御落手之上小生の當座預簿へ轉載爲置被下度候。また御入用之節ハ御引出可被成候。

大兄の家庭内の支援等ニ就而も孝有之。何れ歸京之上可申上候。御住處大至急大阪廣岡方へ御通知被下度候。

（明治三十一年九）

草々

八月九日

仁藏

麻生兄

(8)

今日寄附ヲ諾せしもの五百圓……。松村ニは相談的に御渡し

（介存）

感情を害せぬ様に……願ふまでもなしてである。念の上ニ念

（以上二行、添書き）

今朝内海其他之面會當地方の情實明ニ相分り申候。何分政黨の

（志勝）

感情強くて困り申候。而して小生が大隈伯の灯燈（提）でも持つやの

風説もなきにしもあらず。併し今日は原敬、菊池侃二氏ら二面會相談致候。多分當地の會は委員會丈ニしてをく方得策ならんかと被相考候。併し萬事ハ却て好都合ニ運ビそれニ相見シ候。

東京の政事界ニ今度の女子大學の會ハ大に着目されをる様子、願くば其御含ニて豫防願上候。例せば人民の「ツカゴシ」ニ何トナク眞意を咄し又京華其他之實ニ社會は様々のものにて複雑極る。

京都ハ伊藤侯と内海知事ニて動し貰ふ様ニ相成候かと相考候。

實ニ多忙極る。餘ハ後便ニ。

(明治三十二年)

五月廿五日

麻生愛兄

匆々

仁藏

(9)

貴書ありかたく拜見。

昨日内海知事ト相談之上愈々伊候を迎へ、神戸大阪・京都三ヶ處ニ於て開合スル事と決し申候。

大隈伯ニは九月頃右三ヶ處並ニ關西各處に於て會を催し大に盡力し貫ふ事と致度候。

又其せつ各處ニ婦人會を開き婦人を動かす事も得策と存候。

御 []。

場合ニよりては再び一寸大兄の來阪ヲ煩ハスやも難計と存候。

其後の模様よき方大ニ盡力スル [] 不怠をり申候。好時機ハ已ニ到來せりと信申候。余ハ宿望何分一の身をもて八方ニ當らざる可らず。常に寸時の餘るなし。

簡 (明治三十二年六月)

六日

書

麻生兄

匆々

仁藏

(10) 拜啓

伊藤侯の在處並ニ日取まだ分らず候へ共、今度來阪被せ候は、神戸ト京都丈は、やつてもらふ考ニて其準備し致をり申候。而して來ル九月頃大隈伯下向のせつは各處ニ於て開會大舉して各城を落す事ニ致度。又婦人會をも諸處ニ開く事も同時ニ致度候。

其案ト伯在西之折ハ非常なる御厚情を蒙りし事等大隈伯ニ御面會被下十分伯ニ小生の意通じる様御傳言被成度偏ニ相願候。

小生より直接書面差出度候へ共非常ニ多忙なると又書ハ意を達せず、願ハ愛兄小生の心トなり十分大隈伯ニ謝し可フ今度伊藤侯ニやつてもらふ事誤解なき様願上申候。可相成ハ速ニ一度御訪問被成下度候。

(明治三十二年)

六月七日

麻生愛兄

草々不一

仁藏

(11)

貴書ありかたく拜見致候。實は伊藤侯の都合出來ざりし爲、

色々事情有之。西郷侯に出席を願ヒ、京阪ヲ纏めるの計畫有之候。

之ニハ種々入り込ミたる情之有。又ハ可相成ハ二十日前ニ歸京致度候へ共、其外の事情之爲め未だ判然不致候。

板垣伯の會の種類ト大隈伯の時の懇談會ハ同じ出席者ハ内海、廣岡、中川及小生のみニて他ハ悉く板垣伯の方の代議士ニて、ツマリ彼らを招き賛成を求めたる事ニ相成申候。

其邊大隈伯ニ御面會之せつ御傳願上候。

當地の模様ハよろしき方……

土倉氏まだ出金なき困り申候。廣岡氏へも頼みしが其内方法をツク可く候。

御地の方は兎も角廣岡夫人より明日送らしむ□事存候。全て後便ニ。

(明治三十二年六月)

十四日

麻生兄

市□殿へ御序之せつよろしく御傳被成度候。

(12) 内海知事來ル廿日上京致され候ニつき樺山文相へ咄込ミ呉れる

様依頼致をき申候。

大兄ニも氏上京後一度御尋ね被下候ては如何候。

廣岡夫人も近々上京せらるゝ様な。又羽田君愈々女子大學校へ掛り呉れる様決心致申候。

小生ハ可成早く可成多く纏めて歸京致度考候。

○土倉氏より先達ニハ東京ニ於て參百圓受取りし分を合せて五百圓土倉鶴松君より受取る可き旨昨日申越されしニつき早速其様相尋候處、東京へ兩三日前へ立ちしとの事。就而ハ大兄直ニ原六郎氏方御訪問被下右のよし御咄し右金員申受取り被下度願上候。而して若し御地にて持合せなきとの事ならば歸阪後廣岡當て小生へ御送り被下るか、又ハ大兄へ當て御送附被下る様御依頼被下度希望致候。右要用而已。

(明治三十二年)

六月十六日

麻生大兄

(13)

今日迄御苦勞をかけ謝上候。御盡力ニより毎々勢もつき時運も來り十分の準備を要するの時とも考申候。願くは萬事——防

草々不一

仁藏

禦。準備。進撃——等よろしく願上候。

昨日一寸申上候通、小生の車夫ヲ明日より七時半までニ帝國教育會之場處へ差向わせ小生の代リニ適宜御參り被下度候。

(明治三十二年十月)

草々

三日

仁藏

麻生愛兄

車夫ノ住處ハ

神田區小柳町 野浪仙吉

(14)

拜啓其後種々熟考致候處、矢張り一應下阪の必要可有之と相考候間、左様決心致候ニつき今日御相談之通愛兄より兩氏へ御咄し被下萬事宜敷御取計被成下度願上候。然る處只今電話にて澁澤氏を訪ひ何れにしても西園寺侯を尋るの必要も有之候故、大磯ニ參り其より直に下阪。明後々日中ニは必ず歸省可仕候。若し澁澤氏ニ明日面會出來候は、何れの方法かニより其模様通知可申上候間、□川氏と御相談之上午込區能御準備宜敷願上候。

(明治三十二年十月)

草々不備

廿四日

仁藏拜

書

正藏愛兄

萬一下阪を見合す様の事出來致し節は明日午後四時までニは必ず事務處へ參上可致候。

(15)

本日伊藤侯、大隈伯、西園寺侯、岩崎男、土倉氏、福岡秀猪氏等々面會□かね種々咄致候。澁澤氏ハ横濱へ行き不在。

西園寺侯の話ニ住友氏と女子大學校を小クトモ實地着手し度旨西園寺侯へ咄せしよし。

侯ハ小クも度々よるが……併し住友一期しても引受たらどふぢやといつたとの事。

昨日より今日ニかけ横井君も來磯せしよし……

土倉君と相談之結果愈々明日より一寸下阪スル事ニ致候間、今日大森へは書面のみ出し立寄る事ハ時間無爲め中止致し候。

就而ハ老兄か戸川君其内一度兒島氏と尾□氏を訪問し吳られてハ如何と相考候。

萬事よろしく御願上候。

戸川君へもよろしく御傳被下度候。

(明治三十三年一月)

草々不一

二日

仁藏

麻生愛兄

(16)

拜啓

一金 七十四圓八十錢 爲換ニテ御送り申上候。

御落手被下候。

當地も頭株丈可相成ハまとめて歸京度候。今日も只今より京都

へ參候。

實ハ昨夜十二時ニ歸京致し候へ共余ハ□□申上候通京都知事

高崎氏ヲ創立委員へ御加へ被下度候。

又今日ハ大阪府書記長西澤某氏賛助員となれり。

(明治三十三年四月)

廿四日

麻生愛兄

草々

仁藏

(17)

拜啓今夜之發起人會ハ大ニ好都合にて満足之結果を得申候。今

夜已ニ十二時ヲ過ル十五分、明日も早朝奔走可致ニつき。餘ハ

歸京之上。

(明治三十三年五月)

廿二日

御兩君へ

匆々

成瀬仁藏

之ニテ大阪も根底出來申候。

(18)

貴書ありかたく拜見。

追々運びつゝあるも時日を要し困り申候。氣のみハ早く上京致

度早り候も……

芝川又右衛門氏、貳阡圓ニ相定り候間、是に大隈伯の承認を歴

て禮狀御差出し被成下度候。

今日趣旨書等到着致候。委細ハ歸京之上。

尤も日々纏りつゝ有之候。

芝川氏が貳阡圓の寄附せしとは未曾有之事なるよし。

(明治三十三年六月)

三日

麻生兄

匆々

仁藏

拜

(19)

大阪は大ニ望あるも何分手間取り困り申候。

實ニ日々歸京急ぎ候へ共……大抵ニして兩三日中ニは發送致

度候。

殿村平右衛門氏今日貳阡圓寄附申込れ候間、是又禮狀御

被下候。

餘も御面會之上。

土倉氏より今ニ延引。

(明治三十三年六月)

七日夜

勿々

仁藏拜

麻生正藏兄

(20)

(久留正道)

一、今日久留氏ニ面會。製圖料トシテ貳十圓渡ス(明朝小國氏受取ヲ渡スナラン)。

一、例の諸圖面ハ明朝九時までニは必ず出來ルトノ事故、御出掛文部省へ御立寄御受取ヲ乞ふ。

一、三圓六十錢、後藤氏へ渡す。

一、監督月給ハ未定。

一、梅謙次郎氏ハ今日ハ會議中なりし。

一、餘明日正午事務處ニ於て申上候。

(明治三十三年)

麻生兄

(21)

拜復今朝は御苦勞奉謝候。御申越之通、一兩日之中小生早稻田出來可致候。又今夜は大兄一同を代表して御見送り被下れば尤も好都合と存候。小生も都合付かは可相成ハ來度ものと希望致候。

(久保田謙)

今朝久保田氏長時間談話致し、氏ハしきりに速ニ着手せよといふ。

ふ。

餘は御面會之上。

(明治三十三年九)

十日

草々

仁藏

拜

麻生志兄

(22)

今日古河順吉君ニ面會。例之建物一棟寄附之事及依頼候處、氏の申スニハ氏ノ父ハ建物より金ヲ出ス事ヲ好むトノ事故ニ、五阡圓ニさせるニ付濫澤男をして五阡圓ニ上シテ貰フ事ニ致度トノ事なりしが、明朝男の咄ブリヲ被見都合よくば其處を甘く話しをき被下候ては如何と相考候へ共、兄の御思□通ニ任せ可候。

原六氏ニ面會。種々説きをき候へ共今直ニ諾スルトイワズ（此頃同志社へ原氏より寄附せし寄宿舎ヲ借家ニしたき故承諾を求め來りしトいつて……）。之もよきをり阿るせつ男よりも説イテ貰ふとよいと相考候。

○東京女學館の過ル四日の會合の談出ルヤモ知れず。餘ハ明日御面會之せつ。

（明治三十三年カ）

八日

麻生愛兄

匆々

仁藏

(23)

只今横濱より書面參り荒木和一氏増田つる子より彼港へ明後日頃出帆、米國へ行くと。

就而ハ一寸明日横濱へ參り Good by をいふの必要有之と可考候。又西園寺侯へ先日之決議ヲ報道し新策等二つき一應意見を聞くの必要有之と存し候間、明日ハ大磯・横濱へ行く事ニ致してハ如何ト相考候。

そふすれば當地の運動ハ後れ候へ共是も致方なき□^(女)り。

之ニつき志兄の御意見伺度候。若し行くとすれば早朝ニ迎信社ヲ廻はり直ニ下向可致、而して漸く夜遅く歸京出来る位なるへ

しと存候。

右用事而已。

（明治二十九年ノ明治三十三年の間カ）

五日

麻生志兄

草々
仁藏

(24)

此車ニて直に當宿まで御出被下度候。而して帳簿類其他御相談ニ要する書類等御持參相成下度願上候。

少々都合有之候間、小生此處まで參り居る事ハ誰ニも御洩らしなき様願上候。其理由は御目ニかゝり可申述候。

他ハ御面會の上。

（明治三十年ノ明治三十三年の間カ）

一月四日

草々
成瀬仁藏

麻生兄

拜

(25)

拜啓 明日小生の訪問せん人々並ニ志兄より聞きし分は左之通ニ存候。

(岩崎彌之助)
岩崎男

辻新次氏

久保田讓氏

(瀧澤榮)
瀧澤男

(大隈重信)
大隈伯

(内海忠勝)
内海男

兒島謙惟氏

等と相考申候。

其他の

(王方久元)
土方伯

嘉納治五郎氏

伊藤徳三氏

の人々は明日出席出来る也。一寸御知方申上候。

○法人ハ若し御ひまあらば草案存上候。

(明治二十九年ノ明治三十四年の間カ)

廿一日

麻生兄

草々

仁藏

簡書

(26)

また御全快までニ至らず御臥床のよし折角静養專一ニ被致候。

インフリユーエンザと被考候間、尙一週間も御用心必要かと存候。

今朝大森太夫を相尋候處、昨日御内意伺ふを得、多分四月上旬ニは云々。就而ハ面^(表)向ニ發表は出来ざるも教職員生徒丈ニは洩しても支^(障カ)□ないとの事ニ御座候。

直接御見舞御目ニかゝり御話致度候へ共、却而音聲を御使用させ御迷惑ニ存候。右書面をもて一寸申上候。

(明治三十四年ノカ)

十五日

成瀬

麻生兄

(27)

草稿の初の方寫し代へしも後の部は時なく終ニ其儘御送り申上候ニ付き甚だ亂筆御讀みにくきことと存し候。御容赦奉願候。(以上三行添書き)

拜啓 其後ハ御無音仕候。貴家益々御多祥を賀し候。

扱て今度梅花女學校同窓會より報告雜誌發足致し、就てハ小生ニ何乎一文を投ぜよとの事ニつき早々別紙之事をしるし、又々大兄ニ御添作之勞を願度候。御多忙中恐入候へ共寸暇を用ひられ候はゞ難有存候。例之著述は着手罷在候へ共何分多忙にて延

引がち二候。

實ハコノ草稿ハ次の金曜日廿五日までニ整度其迄ニ御一覽被下候はゞ實ニ難有候。

先日御咄申上候女學雜誌之件またく岩本(總)より申参り候へ共熟考之上斷る旨ニ相決申候。また岩本の一年半の朝鮮行も彼之將來之爲當分仕かゝりし事業の爲め大不賛成を表し中止を忠告致し、また今度女學雜誌を傍ら傳道機關とするは面白からずと愚考致し之らニつき大兄の御高見如何。

御序之節御報知被下度奉願候。大ニ小弟の参考ニ可成と存候。右御依頼而已。餘情は御面會之節可申陳候也。

(明治三十六年頃カ)

十月廿二日

麻生愛兄

草々

成瀬仁藏

(28)

御無事御安着之事と存候。近々御書面到着すべしと御待ち居候。

當方も無事小生も割合よろしく候。御留守宅も皆々様御莊健ニ御座候。末も大分よろしく今日郷里へ歸へし申候。(手伝の名カ)

春期運動會も都合よく相濟み毎月會ハ來ル木曜日ニ相開く考ニ

存候。實は昨日之筈なりし處(西園寺公望)西園寺侯病氣之爲延引致し候處、

通知相洩れ候爲久保田文相並ニ森村氏來られ候。兩氏とも兄のうわさ被致よろしくとの事。又中川讓二郎氏も同様相

候。

澁澤男どふもよろしからず、一度見舞狀御出しなしては如何。(榮ニ)

實業部も追々よくお運び申候。家庭新報なるもの來ル廿五日より發刊之筈。二先。取急き右而已。

(明治三十七年)

五月三日

匆々不一

成瀬仁藏

麻生正藏大兄

(29)

謹で新年を賀し奉り候。

昨年非常ニ多忙ニテ自ら通信するを不許増[]を通して委細報道申上げしと存候。定めて[]

今度の家庭週報と英文を附し候間、兼て御望しもの出来るまで用ニ立て被下れば幸甚に存候。

さて、兄常ニ御莊健ニて此上なき御仕合と存候。御留守宅も當時は皆々様御健康ニ御座候。小生も今年ハ餘程丈夫ニ相成候事、御安心被下候。

愈々幼稚園、小學校、師範部を開始いたし候間、之ニ關スルカタログ、貳、書籍見當リ次第御送り被下候。又觀察と報道を願ふ。

大ニDareyのmethodも採用する積りニ御座候。近々横濱へも出かけ募金ニ着手スル筈ニ候。ニューヨークへ御出被成候せつは村井、新井の諸氏ヲ尋ね被致候様希望致し候。

積々申上度候へ共、今後も深更之事故、餘事後便ニ候。

勿々

日本女子大學

明治卅八年一月一日

成瀬仁藏

麻生愛兄

(三) 土倉庄三郎宛

拜啓 其後御病氣は如何ニ入ラセラレ候哉。御伺候□。大阪

(菊池俱二)

ニテハ菊池知事も御上京ニ相成り候テ目下一寸着手ハ何事出来兼候間、暫時上京致し十日過再ビ下阪ノ心組ニ御座候。先般ハ色々御配慮被成下難有御禮申上候。楮テ頃日事務所經常費臨時費共貳百六七十圓内貳百圓□經常費ニ存じ候。然ルニ三月ヨリ御出金被成下候。五百圓モ支拂□レ候間、貳百五十圓程本月十

五日限りニテ借用致し、他ハ第一銀行預金利子五十五圓十八錢ト住友銀行預金利子七十四圓八十錢トヲ以テ相補ヒ申候。就テ先日御願申上置キ候金子ノ事御都合被下候ハ、幸甚ノ至リニ御座候。尤モ萬事詳細ノ事御上京ノ節委細御報道申上度候。

目下東京モ御□事事件ノ爲メ充分ノ働き出来兼申候と可成丈出來得ル方面ニ向テ働ク積リニ御座候。牛込區ノ募集ハ如之都合宜致相運ビ居り申候。小島區長ノ談ニテハ從來是レ程好果ヲ奏シタル募金ハ曾テナキ由ニ御座候。

(明治三十年ノ明治三十三年の間カ)

五月四日

成瀬仁藏

土倉庄三郎殿

御左右

(四) 玉木直子宛

(1) 先便御申越之件拜見。御令妹御入學之事は已ニ事務處より御返事申上候事と存候。來ル廿五六日頃より御出之間御待ち申上候。

今年ハ非常に冷氣ニ有之候故、何時御歸校被成候てもよろしき

事と存候。

雜田千尋子も多分承諾ニ至るべしと存候。

御兄上ニもよろしく御傳へ被下度候。

種々申上度候共近日□之上ニ。

(明治三十五年)

八月廿日

直子様

匆々不一

仁藏

(2) 夏中之事如何御決定被成候也。可成早く御出も成候事必要と存候。

若し其方御中止ニ被成候へ共、當地へ御出可然と存候。費用之事ハ何ト可小生ニ於て可致はず、決して其邊ハ御心配なき方得策と存候。

一文惜みの百失ひをせぬ様御注意專一ニ存候。

人ハ時を見て果斷決行する事實ニ大切ニ存候。

別紙至急廣岡さんへ御渡し被下度候。

(明治三十八年八月)

八日

玉木直子様

草々

成瀬

(3)

二時無事ニ□候。

廿日ニハ歸宅する様申□が或ハ二十一日ニ成るやも□候へ共

其兩日の中ニは必ず歸省の積ニ御座候。

留守中之買物の事、家の整理の事、禮儀の事等御研究被成良習

慣を養ふ様御努め被成候事大切と存し十分玉木氏ニ御相談被成

候て、日頃の缺點を直す様御修養被成様此夏中希望候。

雜田氏の住處御通知被下度候。

(明治四十一年七月十五日カ)

玉木

阿部

成瀬

(4)

御書面難有存候。皆様御壯榮之由奉賀候。

小生者去ル十八日當浦へ來候へ共用事之爲め明日は歸京之積ニ

御座候。

暑中十分に御静養被成候事肝要と存候。

御母様其他皆々様によろしく御傳へ被下度候。

(明治四十一年)

八月廿日

匆々

成瀬

玉木直子様

(5)

玉木直子様

サンドチツは誠ニ上出来——澁澤、森村兩氏共大ニ稱賛シ殆ド全部食され、味善きを食過たりと……

森村氏ハ先日□神ト井上子爵不幸トニテ疲れをられしが、今朝ハ better ……

當地ハ雨ト清涼……

匆々

成瀬仁藏

(明治四十三年八月四日)

(6)

松田氏ニ面會出來ず遺憾ニ存候。何れ不遠逢□致候間、其せつ

陰々相談可致と事傳置候。

留守ハ無人ならば誰カニ御願被成候。(以上一行行間)

而して森村市左衛門氏より藤田氏□久原氏への書面、小生の

銀行帳の入れある(切形等ヲ入ル處)引出の紙入の中ニ阿る乎

と存し故、至急書留ニテ土佐壠國本方へ御送り被下度候。

書 (明治四十四年一月)

十五日

自沼津 成瀬

玉木様

(7)

雜紙(誌)も共ニ、御送り被下度候。(以上一行添書き)

昨日出かけ、荷物之中ニ入るべきもの悉く寢臺の上ニ出し其中ニ澁澤氏の書狀ある晝入りの新婦人(雜紙(誌))有之る筈なるに今

着早々第一ニ入るべきもの故ニ之を探がしても見當らず困り候。之なくは運方中止待たねばならぬ。果して如何被成候也。

早速御□□哉□

大事なるもの落ち呈々困りをり候。

萬事落度な□能く注意して留守を願候。

森村氏ノ紹介狀も落ちて候。

要用のみ。
(明治四十四年)

六月八日

成瀬

玉木直子様

(8)

御書面正ニ落手致し候。御曾祖母御□變らさせ候之由。

明朝より□三四日間輕井澤ニ赴く考ニ有之□。留守ハ松田上

郎。

御家族各方へよろしく、御待□候。
御見舞まで。

(明治四十四年)

七月

廿一日

玉木直子様

成瀬

草々

けるのすゝめ呉れ候へ共醫者の命ニより當地へ参り候が、可
成□大ニ養生致しおり有之。故ニ安心被下度又御親切の御
注意ハ謝スルトの意味ニて安心スル様御咄被下度候。(以
上四行添書き)

空氣枕小包ニて送附出来候はゞ、御送り被下間敷候也。

當地も一昨日よりはれ日々運動怠らず候。

食品は大抵ハ當時ニて整ひ有間、爾來御送り被下るゝ必要ハ無
之と存候。

別紙正田よし子へ御渡し被下度候。

(9) 御祖母様御逝去御愁傷□甲上候。併し御生前、數日間と雖も
御看病も出来御双方共御慰藉と存候。
何可御靈前ニ供え度と存候間、御取計ニて適當之品小生名前に
て御供へ被下候。代價ハ御歸校御返却可申候間、三圓位之品御
選被下候。

御一族様へよろしく□被下候。

(明治四十四年)

八月

十日

玉木直子様

成瀬

二白

小生も昨夜伊香保より歸宅致候。

(明治四十四年カ)

十月七日

玉木直子様

仁

草々

からだの爲ニ運動と心の轉換は實ニ大切ニ有之可成之。二點ニ
御同意あれ亦實行阿れ。

逢ふニ爲致度候。

ねまきの事ハ正田さんへ書面で直接申遣し候がひとへものニ□
候。又可成早目ニ可ゝり近日小生が東京へ参る時ニハ間ニ

(10)

赤羽てふ子へ左之事御傳被下度候。「先日山地へ保養へ出か

(11)

御都合態く御静養出来誠結構ニ存候。小生の考ては、全く神經

の疲勞と存候□十分安靜と□と運動とを勉められ候へば速ニ

回復可致と存候。

當方すこか(や脱カ)御安度あれ。

(明治四十四年十月)

十三日

草々 不一

成瀬

玉木様

(12)

御無事御着太□申候。

今度も餘り□特に必要の御品御賜り被下難有存候。願くは

御合兄様へよろしく御禮御傳被下候。毎度頂戴致し不相濟候。

折角御休養□來之準備御大切と存候。小生者日々自轉車にて出

行き候處、何分酷暑にて汗ニ浸み今日は早々ニ歸宅一いきつき

申候。併し天氣も漸く直りかけ氣分もやゝ開け候。

皆々様へよろしく御傳被下度候。

(明治四十五年)

八月一日

勿々不一

仁藏

直子様

(13)

昨夜十時頃無事□候□。

明日片岡氏當地へ参り候はばヴァスリン少々計御送被下候。

併し間に合ハザル時ハ其儘被成候。

留守中訪問の人あらば其住處ヲ聞き都度之報知有之間敷候。

(年月不明)

廿一日

勿々

成七

玉木様

(14)

先日は御手紙ありかたく拜見致し候。小生も先日少々不快なり

しに、昨日は□快候。其中而は二週間計り輕井澤にて避暑可致

と存候。

○すゑへ別紙送り度し。住處分らず候間、御存しと存じ候。早

速住處御書入御鄭送被成下度願上候。

皆々様御壯健ニ候也。願くはよろしく御傳へ被下候。

御兄上ニは十分自ら任じ自ら經驗を積み、生涯憤闘して止まざ

るの決心にて着々歩を進め被成候事肝要ニ存候。

おすまさまへも□衛門もよろしく。

お貞さんハ其後如何。

御養生大切に候。

(年不明)

八月八日

玉木直子様

草々不一

成瀬

(五) 堂本松枝宛

拜啓 其後者御無沙汰申上候。

扱て小生親友麻生正藏(女子大學々監)氏の甥、麻生氏(此書持來者)今般一の目的を有し渡米致すニ付、本人より委細御聞取之上、萬事御指導被下候はゞ實ニ難有存候。之病氣等の事起る時は、小生ハ勿論、森村市左衛門氏も助力致し呉れる事ニ相成候間、御迷惑は相かけ申間敷候間、十分の御信用被下候て必要之便宜御與へ被下候様願上候。
未だ御良人様へは面會無之候へ共よろしく御取成し被下度御願申上候。

先は右麻生氏御紹介申上奉次第ニ御座候。

匆々 不一

明治卅六年十二月廿九日

成瀬仁藏拜

堂本松枝子様

(六) 井上雅二宛

拜復兩度御佳東難有奉存候。

御出發の際ハ是非御面會種々御咄申上度希望致候ひしも双方の多忙のため行違ひ誠ニ遺憾ニ奉存候。併し無事御着かつ偉大の御抱負健全の御身體……大に安心致候。御申越の事凡て御同感に有之候。折角御自愛御奮進希望不耐候。近衛公ニは兩三度御面會致し常に御うはさ致候。長岡子ニは度々老兄の歐洲行の事並ニ東亞同文會の前途等相語り申候。其節は老兄の御來志は相咄し其實行を補助せられ候様すゝめ居り候。

將來支那は吾が注意の重なるもの願くは吾外交と東洋貿易とに御注意あらん事を。

小生ハ不相變にて多端……當時は金融非常に停滯大ニ不景氣ニ傾き誠に困り申候。

御令聞には來春にハ御上京のよし廣岡夫人ニも當時上京。龜子ニは日々秀子様御來京を待ちつゝあり。星野は四五日前歸朝愈々廣岡商店ニ入り將來外國貿易ニ志あり。加藤主計氏は當分三井家の *trust* ニ周旋致さんと相考へをり申候 (*Self support* の爲)。

草々不一

(明治四十二年頃カ)

十二月廿一日

井上雅二老兄

仁藏拜

(七) 井上秀宛

當地ハ誠ニ小生のからだニ適シ日々健康を回復する様に覺申候。

雅二君は東京に何々爲し被居候や。

御面會のせつは朝鮮將來の計營ニ就ての御意見を御聞きをき被成候事大切と存候。多分ゴロツキやら山師的の人物多く彼地ニ入込み居候様ニ聞及候間、此際大ニ慎重の態度をもて十分の調査と熱慮を要する事と相考候。決してツマラス渦中ニ飛込まざる御用心大切と存候。樺山伯ニハ先日も雅二君の事を咄をき候。伯の如きは共ニ爲されてさしつかへ無之と存候。

兎も角今日は非常に大切の時機ニ有之候間、十分の熱誠と堅忍不拔の精神と遠大の抱負を以て邁進せられ候様希望ニ不耐候。

○何日頃御歸京相成候や次便御知らせ被下度候。

小生ハ多分廿四五日頃歸京可致と存候。

簡書

草々

不一

(明治四十年頃カ)

八月十七日

井上秀子様

成瀬

(八) 佐々榮子宛

其後熱心御奮闘凡ての敵ニ勝ち天職に衷心御盡し被下候段深く悅申上候。

人は困難ニよつてのみ鍛はれるものニ有之候間、益々御奮勵一步々々目的ニ御進み被下候事切望ニ不耐候。

勿々

不一

成瀬

(明治四十三年)

一月十五日

佐々榮子様

(九) 富山貞子宛

(1)

今朝一度御面會致□□申上候へ共、先日御申越之□□、今度は大ニ御決心出來□□修養ニ勵まれをり有故、明日之講和後まで十分に御自分にて御熟考之間、却而御爲めかと存候故、木

曜日之朝まで御待ち被成候ては如何。

今日之場合可成實行して日々新き經驗を積まれ有事、尤も大切之事と相考候。

(明治四十年頃カ)

十日

富山貞子様

匆々

成瀬

(2)

御書簡拜見致候。少々御不快ニ候よし御察申候。當時は如何。

十分御靜養被下し、かつ凡ての心情を統一[]して意志の自由を得、希望と勇氣と悦びニ満ち、實着ニ一歩づゝ進まれし事肝要ニ存候。

何事も速ニ御決心ありて積極に突進被成常に新き經驗を得、自らの分ニ安ずる事、御大切に存候。

未だ心の御困難あるよしなるが、直接内容を聞かざれば適切な御注意申上兼候へ共、大凡は決心と實行の勇氣なきニ歸すると存候間、何事も出来る丈、分りし丈を御決心御實行被成度切望致候。何れ御細[]之上、直接御面會上委細、御話申上べく候。

[]不取敢御返事まで。

匆々

(明治四十一年)

八月十二日

富山貞子様

不盡

成瀬

(3)

同地大火實ニ御氣毒千萬ニ存候。併御宅ハ御無事なりし由、不幸中之幸御安心之事と被察候へ共、新潟市之爲め實に憂慮不耐候。併し之ハ實に當市の奮起心を惹起すべき機会と相考申候。

願は燒太り之結果を生ぜんこと切に[]。

(明治四十一年)

九月六日

富山貞子様

匆々

成瀬

(4)

御病氣も追々御快方のよし安心致候。折角御保養今度八十分根治致す様御注意專一と存候。

小生は一昨日當地ニ參り候へ共多忙を極めをり、一度御地まで參り度切望ニ候へ共到底六ヶ敷からんと相考候。出来る限り支部の爲にも御盡被下度候。是れ自身修養の爲にも必要の事と相

考候。

昨夜は近來稀なる雷鳴にて小生の居間より五六間を巨てたる處ニ落雷。二十間餘の最高の樹木を破壊し候へ共、幸に何の被害も無之候。當地の自然は實ニ變化多く誠ニ壯快ニ相感申候。不取敢御返事而已。

(明治四十二年)

七月廿三日

匆々

成瀬

富山貞子様

(十) 上代たの宛

小生の原稿漸く本日教文館へ當て書留て送附致候。

實は汽車中と夜分眠度目をこすり取急き書きしものにてかつ後ニ通して一讀の時間もなかりし故、校正の際一度ヒリツブ氏へでも御見せ、分らぬ處誤りの點へ御添作被下度候。

運動如何可成……學校へ着のしらせを致す間も無之候間、一寸無事ニ奔走有罷候旨御傳被下度候。

簡 (明治四十四年頃カ)

五日

草々

成瀬

書

上代様

